平成２３年（フ）第１４９７号
広島県東広島市安芸津町風早747番地２
債務者　津田　幸二
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
広島市中区西川口町12番14―306号
債務者　白石　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
愛媛県松山市土居田町499番地　程野ビル601
債務者　水木佐予子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７６号
福岡県久留米市三潴町西牟田4623番地　田中団地267号
債務者　坂井　健佑
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３７７号
福岡県久留米市三潴町西牟田4623番地　田中団地267号
債務者　坂井喜美枝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１号
福岡県久留米市青峰３丁目３番２―９号
債務者　高尾　健二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９１号
佐賀県多久市多久町7073番地37
債務者　手島　悠滋
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津25番地
債務者　森　　厚友
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
宮崎市清武町加納２丁目44番地　メゾンドU102号
債務者　津曲　嘉明
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮崎県日向市美々津町3931番地
債務者　植木　秀哉
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６５３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町33番20号
債務者　緒方ゆかり
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目55番35号
債務者　椿木奈津美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市坂元町18番10号
債務者　内村美有紀
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目15番13号
債務者　大平　修悟
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目580番地深川アヤ子方
債務者　田邊れい子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３号
相模原市南区旭町24番25―209号
債務者　鶴　　健一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８号
石川県小松市八幡癸129番地２
債務者　新田　邦彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
金沢地方裁判所小松支部